

保 全 業 務 共 通 仕 様 書
(清 掃 編)

令和5年度版

社会福祉法人 大津市社会福祉事業団

目 次

第1編 一般事項	1	第2編 清掃編	3
第1章 一般事項		第1章 一般事項	
第1節 一般事項		第1節 一般事項	
1. 1. 1 適用		1. 1. 1 適用	
1. 1. 2 用語の定義		1. 1. 2 用語の定義	
1. 1. 3 受託者の負担の範囲		1. 1. 3 清掃業務の範囲	
1. 1. 4 報告書の書式等		1. 1. 4 業務時間	
1. 1. 5 関係法令等の遵守		1. 1. 5 周期の表記	
第2節 業務関係図書		1. 1. 6 臨時の措置	
1. 2. 1 業務計画書		1. 1. 7 清掃業務の報告及び確認	
1. 2. 2 作業計画書		1. 1. 8 使用資機材の報告	
1. 2. 3 貸与資料		1. 1. 9 資機材等の保管	
1. 2. 4 業務の記録		1. 1. 10 注意事項	
第3節 業務現場管理		第2章 建物内部の清掃	4
1. 3. 1 業務管理		第1節 床の清掃	
1. 3. 2 業務責任者		2. 1. 1 弾性床	
1. 3. 3 業務条件		2. 1. 2 硬質床	5
1. 3. 4 環境衛生管理体制	2	2. 1. 3 繊維床	
1. 3. 5 業務の安全衛生管理		第2節 場所別の清掃	6
1. 3. 6 火気の取扱い		2. 2. 1 玄関ホール	
1. 3. 7 喫煙		2. 2. 2 事務室	7
1. 3. 8 出入り禁止箇所		2. 2. 3 会議室	
第4節 業務の実施		2. 2. 4 廊下及びエレベータホール	8
1. 4. 1 業務担当者		2. 2. 5 便所及び洗面所	9
1. 4. 2 代替要員		2. 2. 6 湯沸室	10
1. 4. 3 服装等		2. 2. 7 エレベータ	
1. 4. 4 別契約の業務等		2. 2. 8 階段	11
1. 4. 5 施設管理担当者の立会い		2. 2. 9 食堂	
1. 4. 6 業務の報告		2. 2. 10 浴室・シャワールーム及び脱衣室	12
第5節 業務に伴う廃棄物の処理等		第3節 ごみ収集	
1. 5. 1 廃棄物の処理等		2. 3. 1 ごみ収集	13
1. 5. 2 産業廃棄物等		第3章 建物外部の清掃	
第6節 業務の検査		第1節 窓ガラス	
1. 6. 1 業務の検査		3. 1. 1 作業資格者	
第2章 施設等の利用・作業用仮設物等		3. 1. 2 作業内容	
第1節 建物内施設等の利用		第2節 外部建具	
2. 1. 1 居室等の利用		3. 2. 1 適用範囲	
2. 1. 2 共用施設の利用		3. 2. 2 作業内容	
2. 1. 3 駐車場の利用		第3節 外壁	
第2節 作業用仮設物及び持ち込み資機材等		3. 3. 1 適用範囲	14
2. 2. 1 作業用足場等		3. 3. 2 作業資格者	
2. 2. 2 持ち込み資機材の残置		3. 3. 3 作業内容	
2. 2. 3 危険物等の取扱い		第4節 建物周囲	
		3. 4. 1 玄関回り	
		3. 4. 2 犬走り	
		3. 4. 3 構内通路	
		3. 4. 4 駐車場	
		3. 4. 5 屋上広場	

この共通仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（平成15年版）に基づくものであり、社会福祉法人 大津市社会福祉事業団施設（以下「施設」という。）の維持保全に関する仕様を定め、当該業務を合理的に執行することを目的とする。

第1編 一般事項

第1章 一般事項

第1節 一般事項

1. 1. 1 適用

- (a) 本共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、建築物及びその附帯施設（以下「建築物等」という。）の清掃に適用する。
- (b) 共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受託者の責任において履行すべきものとする。
- (c) すべての契約図書は、相互に補完するものとする。ただし、契約図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(3)の順番とする。
 - (1) 契約書
 - (2) 特記仕様書（図面、作業リスト等を含む）
 - (3) 共通仕様書

1. 1. 2 用語の定義

共通仕様書において用いる用語の定義は、次による。

- (1) 「施設管理担当者」とは、施設管理担当者をいい、建築物等の管理に携わる者で、保全業務の監督を行うことを委託者が指定した者をいう。
- (2) 「受託者等」とは、当該業務契約の受託者又は契約書の規定により定めた受託者側の業務責任者をいう。
- (3) 「業務責任者」とは、業務責任者をいい、業務を総合的に把握し、業務を円滑に実施するために施設管理担当者との連絡調整を行う者で、現場における受託者側の担当者をいう。
- (4) 「業務担当者」とは、業務責任者の指揮により業務を実施するもので、現場における受託者側の担当者をいう。
- (5) 「業務関係者」とは、業務責任者及び業務担当者を総称していう。
- (6) 「施設管理担当者の承諾」とは、受託者等が施設管理担当者に対し書面で申し出た事項について、施設管理担当者が書面をもって了解することをいう。
- (7) 「施設管理担当者の指示」とは、施設管理担当者が受託者等に対し業務の実施上必要な事項を、書面をもって示すことをいう。
- (8) 「施設管理担当者との協議」とは、協議事項について、施設管理担当者を受託者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (9) 「施設管理担当者の検査」とは、業務の各段階で、受託者が実施した結果等について提出した資料に基づき、施設管理担当者が業務仕様書との適否を確認することをいう。
- (10) 「施設管理担当者の立会い」とは、業務の実施上必要な指示、承諾、協議及び検査を行うため、施設管理担当者とその場に臨むことをいう。
- (11) 「特記」とは、本編1.1.1「適用」の(c)の(1)及び(2)に指定された事項をいう。
- (12) 「業務検査」とは、契約書に規定するすべての業務の完了の確認、又は、毎月の支払の請求に関する業務の終了の確認をするために、委託者が指定した者が行う検査をいう。
- (13) 「作業」とは、本仕様書で定める建築物等の清掃に当たることをいう。
- (14) 「必要に応じて」とは、これに続く事項について、受託者等が作業の実施を判断すべき場合においては、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて対処すべきことをいう。
- (15) 「原則として」とは、これに続く事項について、受託者等が遵守すべきことをいう。ただし、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けた場合は他の手段によることができる。
- (16) 「清掃」とは、汚れを除去すること及び汚れを予防することにより仕上げ材を保護し、快適な環境を保つための作業をいう。

1. 1. 3 受託者の負担の範囲

- (a) 業務の実施に必要な施設の電気、ガス、水道等の使用に関する経費は、特記がある場合に

限り受託者の負担とする。

(b) 清掃に必要な資機材は、受託者の負担とする。ただし、第2編「清掃編」で定める衛生消耗品を除く。

1. 1. 4 報告書の書式等

報告書の書式は、別に定めがある場合を除き、施設管理担当者の指示による。

1. 1. 5 関係法令等の遵守

業務の実施に当たり、適用を受ける関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行を図る。

第2節 業務関係図書

1. 2. 1 業務計画書

(a) 業務責任者は、業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、施設管理責任者の承諾を受ける。ただし、軽微な業務の場合において施設管理担当者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(b) 業務関係者が施設に常駐して行う業務においては、受託者は業務関係者の労務管理について適切に行うよう計画する。

1. 2. 2 作業計画書

業務責任者は、業務計画書に基づき作業別に、実施日時、作業内容、作業手順、作業範囲、業務責任者名、業務担当者名、安全管理等を具体的に定めた作業計画書を作成して、作業開始前に施設管理担当者の承諾を受ける。

1. 2. 3 貸与資料

貸与資料は、特記による。なお、点検対象の設備機器等に備え付けの図面、取扱説明書等は使用することができる。ただし、作業終了後は、原状に復するものとする。

1. 2. 4 業務の記録

(a) 施設管理担当者との協議した結果について記録を整備する。

(b) 業務の全般的な経過を記載した書面を作成する。ただし、同一業務内容を連続して行う場合は、施設管理担当者との協議のうえ、省略することができる。

(c) 一業務が終了した場合には、その内容を記載した書面を作成する。

(d) (a)から(c)の記録について、施設管理担当者より請求された場合は、提出又は提示する。

第3節 業務現場管理

1. 3. 1 業務管理

契約図書に適合する業務を完了させるために、業務管理体制を確立し、品質、工程、安全等の業務管理を行う。

1. 3. 2 業務責任者

(a) 受託者は、業務責任者を定め施設管理担当者に届け出る。また、業務責任者を変更した場合も同様とする。

(b) 業務責任者は、業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図る。

(c) 業務責任者は、業務担当者以上の経験、知識及び技能を有する者とする。なお、業務責任者は業務担当者を兼ねることができる。

1. 3. 3 業務条件

(a) 業務を行う日及び時間は、特記による。

(b) 契約図書に定められた業務時間を変更する必要がある場合には、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

1. 3. 4 環境衛生管理体制

(a) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」による建築物環境衛生管理技術者の適用は、特記による。

(b) 建築物環境衛生管理技術者は、法令に従い、環境衛生の維持管理に関する監督を行い、衛生的環境の確保に努める。

- (c) 別契約業務等で建築物環境衛生管理技術者が定められている場合は、その監督下において、衛生的環境の確保に努める。
- 1. 3. 5 業務の安全衛生管理
業務担当者の労働安全衛生に関する労務管理については、業務責任者がその責任者となり、関係法令に従って行う。
- 1. 3. 6 火気の取扱い
作業に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。
- 1. 3. 7 喫煙
敷地内全面禁煙
- 1. 3. 8 出入り禁止箇所
業務に関係のない場所及び室への出入りは禁止する。

第4節 業務の実施

- 1. 4. 1 業務担当者
 - (a) 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。
 - (b) 法令により作業等を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業を行う。
- 1. 4. 2 代替要員
業務内容により代替要員を必要とする場合には、あらかじめ施設管理担当者に報告し、承諾を得るものとする。
- 1. 4. 3 服装等
 - (a) 業務関係者は、業務及び作業に適した服装、履物で業務を実施する。
 - (b) 業務関係者は、名札又は腕章を付けて業務を行う。
- 1. 4. 4 別契約の業務等
 - (a) 業務に密接に関連する別契約の業務の有無は、特記による。
 - (b) 常駐して行う業務においては、施設管理担当者の監督下において、他業務責任者との調整を図り、円滑に業務を実施する。
- 1. 4. 5 施設管理担当者の立会い
作業に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、あらかじめ申し出る。
- 1. 4. 6 業務の報告
業務責任者は、作業等の結果を記載した業務報告者を作成し、施設管理担当者へ、あらかじめ定められた日に報告する。

第5節 業務に伴う廃棄物の処理等

- 1. 5. 1 廃棄物の処理等
 - (a) 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理は、原則として受託者の負担とする。ただし、「清掃編」のごみ収集、吸殻収集、汚物収集等による廃棄物は除く。
 - (b) 発生材の保管場所及び集積場所は、特記による。
- 1. 5. 2 産業廃棄物等
業務の実施に伴い発生した産業廃棄物は、積み込みから最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適正に処理する。

第6節 業務の検査

- 1. 6. 1 業務の検査
受託者は、契約書に基づき、その支払いに係る請求を行うときは次の書類を提出し、委託者の指定した者が行う業務の検査を受けるものとする。
 - (1) 契約書、業務仕様書
 - (2) 業務計画書、作業計画書、業務報告書
 - (3) 出勤・退勤確認簿（常駐業務の場合）

第2章 施設等の利用・作業用仮設物等

第1節 建物内施設等の利用

2. 1. 1 居室等の利用

(a) 常駐業務室、控室、倉庫等及びその附帯設備並びに什器、ロッカー等の供用については、特記による。

(b) 供用室及び供用物は、業務責任者の管理のもと、これらを使用する。

2. 1. 2 供用施設の利用

(a) 建物内の便所、エレベータ、食堂等の一般供用施設は、利用することができる。

(b) 建物内の浴室、シャワー室、休憩室等は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受けて使用することができる。

2. 1. 3 駐車場の利用

施設の駐車場の利用の可否については、特記による。

第2節 作業用仮設物及び持ち込み資機材等

2. 2. 1 作業用足場等

(a) 共通仕様書で規定する足場、仮囲い等は受託者の負担とする。

(b) 足場、仮囲い等は労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に従い、適切な材料及び構造のものとする。

(c) 枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 平成15年4月）」によるものとする。

2. 2. 2 持ち込み資機材の残置

非常駐の業務にあたっては、受託者が持ち込む資機材は、原則とし毎日持ち帰るものとする。ただし、業務が複数日にわたる場合であって、施設管理担当者の承諾を得た場合には残置することができる。なお、残置資機材の管理は、受託者等の責任において行う。

2. 2. 3 危険物等の取扱い

業務で使用するガソリン、薬品、その他の危険物の取扱いは、関係法令等による。

第2編 清掃編

第1章 一般事項

第1節 一般事項

1. 1. 1 適用

本編は、建築物等の清掃に適用する。

1. 1. 2 用語の定義

本編において用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「日常清掃」とは、1日単位の短い周期で日常的に行う清掃をいう。
- (2) 「定期清掃」とは、週、月又は年単位の周期で定期的に行う清掃をいう。
- (3) 「日常巡回清掃」とは、1日1回の日常清掃後、巡回しながら部分的な汚れの除去、ごみ収集等を行う作業をいう。
- (4) 「弾性床」とは、ビニル床タイル、ビニル床シート、ゴム床タイル、コルク床タイル等の床をいう。
- (5) 「硬質床」とは、陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル、レンガ等の床をいう。
- (6) 「繊維床」とは、カーペットの床をいう。
- (7) 「衛生消耗品」とは、トイレトーパー、水石鹼等をいう。
- (8) 「適性洗剤」とは、清掃部分の材質を傷めずに汚れを除去できるもので、作業員の人体及び環境に配慮したものをいう。

1. 1. 3 清掃業務の範囲

- (a) 清掃の対象となる部分は、特記による。
- (b) 家具、什器等（椅子等の容易に移動可能なものは除く）の移動は、原則として別途とする。
- (c) 次に示す部分の清掃は、省略できるものとする。
 - (1) 家具、什器等があり清掃不可能な部分
 - (2) 電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分
 - (3) 執務中の清掃場所又は部位で、あらかじめ職員の指示を受けた場合
- (d) 天井高さ3.5mを超える照明器具、吹出口等の高所にある部分の清掃は、原則として別途とする。

1. 1. 4 業務時間

- (a) 日常清掃及び日常巡回清掃を行う時間は、特記による。
- (b) 定期清掃を行う日及び時間は、特記による。

1. 1. 5 周期の表記

清掃の周期の表記は、次による。

- (1) 1Dは、1日に1回とする。
- (2) 2/Mは、1月に2回とする。
- (3) 1Mは、1月に1回とする。
- (4) 2Mは、2月に1回とする。
- (5) 1Yは、1年に1回とする。

1. 1. 6 臨時の措置

臨時に新たな清掃が必要になった場合には、その旨を施設管理担当者に報告し、指示を受ける。

1. 1. 7 清掃業務の報告及び確認

- (a) 清掃業務終了後に、指定された書類（日常・定期作業実施報告書等）をもって、施設管理担当者へ報告する。
- (b) 職員の指示を受けて清掃を省略した部位又は場所は、その旨を報告書に記述する。
- (c) 施設管理担当者より業務の実施状況についての確認の求めにあった場合には、これに立ち会う。

1. 1. 8 使用資機材の報告

清掃に使用する資機材は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を受ける。

1. 1. 9 資機材等の保管

- (a) 日常清掃に使用する資機材及び衛生消耗品は、施設管理担当者より指示された場所に、整理して保管する。
- (b) 定期清掃のみを行う場合において、当該業務に使用した資機材は、作業完了後持ち帰る。

1. 1. 10 注意事項

- (a) 使用する資機材は、品質良好なものを使用するものとし、また、受託者の責任において使用場所に最適なものを適確に選択し、使用する。
- (b) 貸与された使用機材は、作業に適したものであることを施設管理担当者と業務責任者で確認する。

第2章 建物内部の清掃

第1節 床の清掃

2. 1. 1 弾性床

弾性床の清掃の作業内容は、表 2.1.1 による。

表 2.1.1 弾性床の清掃作業

作業項目	作業内容
1. 除塵	
a. 自在ほうき又はフロアダスターによる除塵	隅は自在ほうき、広い場所はフロアダスター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。
b. 真空掃除機を併用する除塵	隅は真空掃除機で、広い場所はフロアダスター又は自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所まで搬出する。
2. 水拭き	
a. 部分水拭き	汚れが目立つ部分は、モップで水拭きをする。
b. 全面水拭き	床全面をモップで水拭きをする。
3. 補修	
a. 空バフィング	汚れが目立つ床面は、パッド（赤又は白）を装着した床磨き機で空バフィングし、汚れを除去する。
b. スプレーバフィング 【スプレークリーニング】	① 汚れた部分は、水又は専用補修液をスプレーし、パッド（赤又は白）を装着した床磨き機で乾燥するまで研磨する。なお、汚れが目立つ場合は、適正に希釈した表面洗浄用洗剤を用いる。 ② 削り取られたかすを取り除き、スプレーバフィングを行った箇所を水拭きした後、樹脂床維持剤を塗布して補修する。
4. 洗浄	
a. 表面洗浄	① 椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等は適正な養生を行う。 ② 床面の除塵を行う。除塵作業は、1.「除塵」により行う。 ③ 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。 ④ 洗浄用パッド（赤）を装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。 ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥ 2回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は2.「水拭き」b.により行う。 ⑦ 樹脂床維持材を塗り残しや塗りむらのないよう格子塗りし、十分に乾燥する。 ⑧ 樹脂床維持材の塗布回数は、原則として1回（格子塗り）とする。 ⑨ 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。
b. 剥離洗浄	① 椅子等軽微な什器の移動を行う。なお、洗浄水の浸入のおそれのあるコンセント等は適正な養生を行う。 ② 床面の除塵を行う。除塵作業は、1.「除塵」により行う。 ③ 剥離用パッド（黒）を装着した床磨き機で、洗浄する。

	<ul style="list-style-type: none">④ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。⑤ 剥離状況を点検し、不十分な箇所がある場合は、再度剥離作業を行う。⑥ 床材表面を中和するため、床磨き機で水洗いを行う。⑦ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。⑧ 3回以上水拭きを行って、汚水や剥離材を除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は2.「水拭き」b.により行う。⑨ 樹脂床維持材をモップで、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥した後塗り重ねる。⑩ 樹脂床維持材の塗布回数は特記による。特記のない場合は、3回（格子塗り）とする。
--	---

2. 1. 2 硬質床

硬質床の清掃の作業内容は、表 2.1.2 による。

表 2.1.2 硬質床の清掃作業

作業項目	作業内容
1. 除塵	
a. 自在ほうき又はフロアダスターによる除塵	表 2.1.1 の 1. 「除塵」 a. による。
b. 真空掃除機を併用する除塵	表 2.1.1 の 「除塵」 b. による。
2. 水拭き	
a. 部分水拭き	表 2.1.1 の 2. 「水拭き」 a. による。
b. 全面水拭き	表 2.1.1 の 2. 「水拭き」 b. による。
3. 補修	表 2.1.1 の 3. 「補修」 b. による。
4. 洗淨	
a. 表面洗淨 (床保護材が塗布されている場合)	表 2.1.1 の 4. 「洗淨」 a. による。
b. 剥離洗淨 (床保護材が塗布されている場合)	表 2.1.1 の 4. 「洗淨」 b. による。
c. 一般床洗淨 (床保護材が塗布されていない場合)	<ul style="list-style-type: none"> ① 椅子等軽微な什器の移動を行う。 ② 床面の除塵を行う。除塵作業は、1. 「除塵」による。 ③ 床面に適正に希釈した表面洗淨用洗剤をむらのないよう塗布する。 ④ 洗淨用パッド又は洗淨用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗淨する。 ⑤ 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。 ⑥ 2回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。水拭き作業は 2. 「水拭き」 b. により行う。 ⑦ 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。

2. 1. 3 繊維床

繊維床の清掃の作業内容は、表 2.1.3 による。

表 2.1.3 繊維床の清掃作業

作業項目	作業内容	
1. 除塵		
a. 真空掃除機による除塵	真空掃除機で吸塵する。	容易に除去できるしみ取りを含む。
b. カーペットスリーパーによる除塵	床表面の粗ごみをカーペットスリーパーで回収して除塵する。	

2. しみ取り	しみの性質と繊維素材に適したしみ取り剤（水溶性又は油溶性）を用いて、しみを取る。方法は特記による。	
3. 補修 【スポットクリーニング】	バフingパッド方式又はパウダー方式によりクリーニングを行う。なお、方法は特記による。	
4. 洗淨 【全面クリーニング】	カーペット床全面を洗淨し、丁寧に汚れを除去する。なお、方法は特記による。	

第2節 場所別の清掃

2. 2. 1 玄関ホール

(a) 玄関ホールの日常清掃及び日常巡回清掃の作業内容は表 2. 2. 1 (A) による。

(b) 玄関ホールの定期清掃の作業内容は、表 2. 2. 1 (B) による。

表 2. 2. 1 (A) 玄関ホール（日常清掃及び日常巡回清掃）

作業項目		作業内容	備考
1. 床の清掃			
a. 弾性床	除塵 水拭き	表 2. 1. 1 の 1. 「除塵」 a. による。 表 2. 1. 1 の 2. 「水拭き」 a. による。	
b. 硬質床	除塵 水拭き	表 2. 1. 2 の 1. 「除塵」 a. による。 表 2. 1. 2 の 2. 「水拭き」 a. による。	
2. 床以外の清掃			
a. フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵する。	
b. 扉ガラス	部分拭き	汚れが目立つ部分は、タオルで水拭き又は乾拭きする。	
c. 什器備品	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	
d. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	
e. 金属部分	除塵	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。	
3. 日常巡回清掃			
a. 床 【弾性床、硬質床】	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分をモップで拭く。	
b. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集する。	
c. フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵する。	

表 2. 2. 1 (B) 玄関ホール（定期清掃）

作業項目		作業内容	備考
1. 床の清掃			
a. 弾性床	洗浄	①表 2. 1. 1 の 4. 「洗浄」 a. による。 ②表 2. 1. 1 の 4. 「洗浄」 b. による。	周期は特記による。
b. 硬質床	洗浄	①表 2. 1. 2 の 4. 「洗浄」 a. 又は c. による。 ②表 2. 1. 2 の 4. 「洗浄」 b. による。	周期は特記による。
2. 床以外の清掃			
a. 壁	除塵 部分拭き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	
b. フロアマット	洗浄	適正洗剤又は水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。なお、適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。	

c. 扉ガラス	全面洗 浄	ガラス両面に水又は適正洗剤を塗布し、窓用スクイ ジーで汚れを除去する。
d. 什器備品	拭き	タオルで水拭きする。汚れは、適正洗剤を用いて除 去する。
e. 照明器具	拭き	適正洗剤を用いて管球、反射板、カバー等を拭き、 水拭きして仕上げる。汚れが落ちない部分は、更に 適正洗剤で拭き取り、タオルで乾拭きする。
f. 吹出口及び吸 込口	拭き	次の作業を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 吹出口、吸込口下の床面を養生する。 ・ 吹出口、吸込口及びその周辺を除塵する。 ・ 吹出口、吸込口、風量調整器（シャッター）及 びその周辺の汚れは適正洗剤を用いて除去し、 水拭きして仕上げる。

2. 2. 2 事務室

(a) 事務室の日常清掃の作業内容は表 2. 2. 2(A)による。

(b) 事務室の定期清掃の作業内容は表 2. 2. 2(B)による。

表 2. 2. 2(A) 事務室 (日常清掃)

作業項目		作業内容	備考
1. 床の清掃			
a. 弾性床	除塵 水拭き	表 2. 1. 1 の 1. 「除塵」 a. による。 表 2. 1. 1 の 2. 「水拭き」 a. による。	
b. 繊維床	除塵	表 2. 1. 3 の 1. 「除塵」 a. による。	
2. 床以外の清掃			
a. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	

表 2. 2. 2(B) 事務室 (定期清掃)

作業項目		作業内容	備考
1. 床の清掃			
a. 弾性床	洗浄 補修	①表 2. 1. 1 の 4. 「洗浄」 a. による。 ②表 2. 1. 1 の 4. 「洗浄」 b. による。 表 2. 1. 1 の 3. 「補修」による。	周期は特記による。 適用は特記による。
b. 繊維床	洗浄	表 2. 1. 3 の 4. 「洗浄」による。	
2. 床以外の清掃			
a. 照明器具	拭き	表 2. 2. 1(B) の 2. 「床以外の清掃」 e. による。	
b. 吹出口及び吸込口	拭き	表 2. 2. 1(B) の 2. 「床以外の清掃」 f. による。	
c. ブラインド	拭き	中性洗剤を用いて、スラット等を拭く。	

2. 2. 3 会議室

(a) 会議室の日常清掃の作業内容は、表 2. 2. 3(A)による。

(b) 会議室の定期清掃の作業内容は、表 2. 2. 3(B)による。

表 2. 2. 3(A) 会議室 (日常清掃)

作業項目		作業内容	備考
1. 床の清掃			
a. 弾性床	除塵 水拭き	表 2. 1. 1 の 1. 「除塵」 a. による。 表 2. 1. 1 の 2. 「水拭き」 a. による。	
b. 繊維床	除塵	表 2. 1. 3 の 1. 「除塵」 a. による。	
2. 床以外の清掃			
a. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	
b. 什器備品	拭き 除塵	タオルで水拭きする。汚れは適正洗剤を用いて除去する。	

c. 窓台	拭き	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。 タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	
-------	----	---	--

表 2.2.3(B) 会議室 (定期清掃)

作業項目		作業内容	備考
1. 床の清掃			
a. 弾性床	洗浄	①表 2.1.1 の 4. 「洗浄」 a. による。 ②表 2.1.1 の 4. 「洗浄」 b. による。	周期は特記による。 適用は特記による。
	補修	表 2.1.1 の 3. 「補修」による。	
b. 繊維床	洗浄	表 2.1.3 の 4. 「洗浄」による。	
2. 床以外の清掃			
a. 照明器具	拭き	表 2.2.1 (B) の 2. 「床以外の清掃」 e. による。	
b. 吹出口及び吸込口	拭き	表 2.2.1 (B) の 2. 「床以外の清掃」 f. による。	
c. ブラインド	拭き	中性洗剤を用いて、スラット等を拭く。	

2. 2. 4 廊下及びエレベータホール

(a) 廊下及びエレベータホールの日常清掃及び日常巡回清掃の作業内容は、表 2.2.4 (A) による。

(b) 廊下及びエレベータホールの定期清掃の作業内容は、表 2.2.4 (B) による。

表 2.2.4 (A) 廊下及びエレベータホール (日常清掃及び日常巡回清掃)

作業項目		作業内容	備考
1. 床の清掃			
a. 弾性床	除塵 水拭き	表 2.1.1 の 1. 「除塵」 a. による。 表 2.1.1 の 2. 「水拭き」 a. による。	
b. 硬質床	除塵 水拭き	表 2.1.2 の 1. 「除塵」 a. による。 表 2.1.2 の 2. 「水拭き」 a. による。	
c. 繊維床	除塵	表 2.1.3 の 1. 「除塵」 a. による。	
2. 床以外の清掃			
a. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	
3. 日常巡回清掃			
a. 床			
イ. 弾性床及び硬質床	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分は、モップで拭く。	
ロ. 繊維床	除塵	汚れ等が付着した部分は、カーペットスィーパーで回収して除塵する。	
b. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集する。	

表 2.2.4(B) 廊下及びエレベータホール（定期清掃）

作業項目		作業内容	備考
1. 床の清掃			
a. 弾性床	洗浄	①表 2.1.1 の 4. 「洗浄」 a. による。 ②表 2.1.1 の 4. 「洗浄」 b. による。	周期は特記による。
b. 硬質床	洗浄	①表 2.1.2 の 4. 「洗浄」 a. 又は c. による。 ②表 2.1.2 の 4. 「洗浄」 b. による。	周期は特記による。
c. 繊維床	洗浄	表 2.1.3 の 4. 「洗浄」による。	
2. 床以外の清掃			
a. 壁	除塵 部分拭き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	
b. 照明器具	拭き	表 2.2.1(B) の 2. 「床以外の清掃」 e. による。	
c. 吹出口及び吸込口	拭き	表 2.2.1(B) の 2. 「床以外の清掃」 f. による。	

2. 2. 5 便所及び洗面所

(a) 便所及び洗面所の日常清掃及び日常巡回清掃の作業内容は、表 2. 2. 5(A)による。

(b) 便所及び洗面所の定期清掃の作業内容は、表 2. 2. 5(B)による。

(c) 便所及び洗面所に用いる洗浄パッド、タオル、モップ等の資機材は、他と区分して専用のものを用いる。

表 2. 2. 5(A) 便所及び洗面所（日常清掃及び日常巡回清掃）

作業項目		作業内容	備考
1. 床の清掃			
a. 弾性床	除塵 水拭き	表 2. 1. 1 の 1. 「除塵」 a. による。 表 2. 1. 1 の 2. 「水拭き」 a. による。	
b. 硬質床	除塵 水拭き	表 2. 1. 2 の 1. 「除塵」 a. による。 表 2. 1. 2 の 2. 「水拭き」 a. による。	
2. 床以外の清掃			
a. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	
b. 扉及び便所面台のへだて	部分拭き	汚れた部分は、水拭き又は適性洗剤を用いて拭く。	
c. 洗面台及び水栓	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布し、洗浄のうえ、タオルで拭く。	
d. 鏡	拭き	適正洗剤を用いて乾拭きする。	
e. 衛生陶器	洗浄	適正洗剤を用いて洗浄し、拭く。	
f. 衛生消耗品	補充	トイレットペーパー、水石鹼等を補充する。	
g. 汚物容器	汚物収集	内容物を収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きをする。	
3. 日常巡回清掃			
a. 床【弾性床、硬質床】	部分拭き	汚れ、水滴等が付着した部分は、モップで拭く。	
b. ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集する。	
c. 洗面台	拭き	汚れた部分は、タオルを用いて拭く。	
d. 鏡	拭き	汚れた部分は、タオルを用いて拭く。	
e. 衛生陶器	洗浄	汚れた部分は、適正洗剤で洗浄し、拭く。	
f. 衛生消耗品	補充	トイレットペーパー、水石鹼等を補充する。	
g. 汚物容器	汚物収集	内容物を収集する。	

表 2.2.5(B) 便所及び洗面所（定期清掃）

作業項目		作業内容	備考
1. 床の清掃			
a. 弾性床	洗浄	①表 2.1.1 の 4. 「洗浄」 a. による。 ②表 2.1.1 の 4. 「洗浄」 b. による。	周期は特記による。
b. 硬質床	洗浄	①表 2.1.2 の 4. 「洗浄」 a. 又は c. による。 ②表 2.1.2 の 4. 「洗浄」 b. による。	周期は特記による。
2. 床以外の清掃			
a. 壁	除塵 部分拭き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	
b. 照明器具	拭き	表 2.2.1(B) の 2. 「床以外の清掃」 e. による。	
c. 吹出口及び吸込口	拭き	表 2.2.1(B) の 2. 「床以外の清掃」 f. による。	
d. 換気扇	拭き	次の作業を行う。 ・ 換気扇下の床面を養生する。 ・ 換気扇及びその周辺を除塵する。 ・ 換気扇及びその周辺の汚れを中性洗剤を用いて除去し、水拭きして仕上げる。	

2. 2. 6 湯沸室

(a) 湯沸室の日常清掃及び日常巡回清掃作業の内容は、表 2. 2. 6(A)による。

(b) 湯沸室の定期清掃作業の内容は、表 2. 2. 6(B)による。

表 2. 2. 6(A) 湯沸室（日常清掃及び日常巡回清掃）

作業項目		作業内容	備考
1. 床の清掃 弾性床	除塵 水拭き	表 2. 1. 1 の 1. 「除塵」 a. による。 表 2. 1. 1 の 2. 「水拭き」 b. による。	
2. 床以外の清掃 a. 流し台	洗浄	中性洗剤を用いてスポンジたわしで丁寧に洗浄し、 タオルで拭く。	
b. 厨芥容器	厨芥収集	次の作業を行う。 ・ 厨芥を収集する。 ・ 容器を適正洗剤で洗浄する。	
3. 日常巡回清掃 床【弾性床、 硬質床】	部分拭き	汚れ、水滴等が付着した部分は、モップで拭く。	

表 2. 2. 6(B) 湯沸室（定期清掃）

作業項目		作業内容	備考
1. 床の清掃 弾性床	洗浄	①表 2. 1. 1 の 4. 「洗浄」 a. による。 ②表 2. 1. 1 の 4. 「洗浄」 b. による。	周期は特記 による。
2. 床以外の清掃 a. 壁	除塵 部分拭き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	
b. 照明器具	拭き	表 2. 2. 1(B) の 2. 「床以外の清掃」 e. による。	
c. 吹出口及び 吸入口	拭き	表 2. 2. 1(B) の 2. 「床以外の清掃」 f. による。	
d. 換気扇	拭き	表 2. 2. 5(B) の 2. 「床以外の清掃」 d. による。	

2. 2. 7 エレベータ

(a) エレベータの日常清掃及び日常巡回清掃の作業内容は、表 2. 2. 7(A)による。

(b) エレベータの定期清掃の作業内容は、表 2. 2. 7(B)による。

表 2. 2. 7(A) エレベータ（日常清掃及び日常巡回清掃）

作業項目		作業内容	備考
1. 床の清掃 a. 弾性床	除塵 水拭き	真空掃除機で吸塵する。 表 2. 1. 1 の 2. 「水拭き」 a. による。	
b. 硬質床	除塵 水拭き	表 2. 1. 2 の 1. 「除塵」 a. による。 表 2. 1. 2 の 2. 「水拭き」 a. による。	
c. フロアマット	除塵	真空掃除機で吸塵する。	

2. 床以外の清掃 a. 壁・扉・操作盤	部分拭き	汚れた部分は、水拭き又は適正洗剤で拭く。	
b. 扉溝	除塵	真空掃除機で吸塵する。	
3. 日常巡回清掃 床【弾性床、硬質床】	部分水拭き	汚れ、水滴等が付着した部分をモップで拭く。	

表 2.2.7(B) エレベータ (定期清掃)

作業項目		作業内容	備考
1. 床の清掃 a. 弾性床	洗浄	①表 2.1.1 の 4. 「洗浄」 a. による。 ②表 2.1.1 の 4. 「洗浄」 b. による。	周期は特記による。
b. 硬質床	洗浄	①表 2.1.2 の 4. 「洗浄」 a. 又は c. による。 ②表 2.1.2 の 4. 「洗浄」 b. による。	周期は特記による。
c. フロアマット	洗浄	適正洗剤や水を用いて洗浄し、土砂や汚れを取り除く。 適正洗剤を用いる場合は清水で洗剤分を除去した後、十分に乾燥させる。	
2. 床以外の清掃 a. 壁・扉・操作盤	全面拭き	適正洗剤で拭きあげた後、水拭き及び乾拭きする。	
b. 照明器具	拭き	表 2.2.1(B) の 2. 「床以外の清掃」 e. による。	
c. 吹出口及び吸込口	洗浄	表 2.2.1(B) の 2. 「床以外の清掃」 f. による。	

2. 2. 8 階段

(a) 階段の日常清掃の作業内容は、表 2. 2. 8(A) による。

(b) 階段の定期清掃の作業内容は、表 2. 2. 8(B) による。

表 2. 2. 8(A) 階段 (日常清掃)

作業項目		作業内容	備考
1. 床の清掃			
a. 弾性床	除塵 水拭き	表 2. 1. 1 の 1. 「除塵」 a. による。 表 2. 1. 1 の 2. 「水拭き」 a. による。	
b. 硬質床	除塵 水拭き	表 2. 1. 2 の 1. 「除塵」 a. による。 表 2. 1. 2 の 2. 「水拭き」 a. による。	
c. 繊維床	除塵	表 2. 1. 3 の 1. 「除塵」 a. による。	
2. 床以外の清掃			
a. 手すり	拭き	タオルで水拭き又は適性洗剤を用いて拭く。	
b. 窓台	除塵 拭き	タオル、ダストクロス等でほこりを取る。 タオルで水拭き又は適正洗剤を用いて拭く。	

表 2. 2. 8(B) 階段 (定期清掃)

作業項目		作業内容	備考
1. 床の清掃			
a. 弾性床	洗淨	① 表 2. 1. 1 の 4. 「洗淨」 a. による。 ② 表 2. 1. 1 の 4. 「洗淨」 b. による。	幅木、ノン スリップの 清掃を含 む。 周期は特記 による。
b. 硬質床	洗淨	① 表 2. 1. 2 の 4. 「洗淨」 a. 又は c. による。 ② 表 2. 1. 2 の 4. 「洗淨」 b. による	幅木、ノン スリップの 清掃を含 む。 周期は特記 による。
c. 繊維床	洗淨	表 2. 1. 3 の 4. 「洗淨」による。	幅木、ノン スリップの 清掃を含 む。
2. 床以外の清掃			
a. 壁	除塵 部分拭 き	鳥毛はたき、静電気除塵具等で除塵する。 汚れた部分は、水又は適正洗剤を用いて拭く。	
b. 照明器具	拭き	表 2. 2. 1(B) の 2. 「床以外の清掃」 e. による。	

2. 2. 9 食堂

(a) 食堂の日常清掃の作業内容は、表 2. 2. 9(A)による。

(b) 食堂の定期清掃の作業内容は、表 2. 2. 9(B)による。

表 2. 2. 9(A) 食堂 (日常清掃)

作業項目		作業内容	備考
1. 床の清掃 弾性床、木製床	除塵 水拭き	表 2. 1. 1 の 1. 「除塵」 a. による。 表 2. 1. 1 の 2. 「水拭き」 a. による。	
2. 床以外の清掃 a. 洗面台	拭き	スポンジで適性洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。	
b. 鏡	拭き	適正洗剤を用いて乾拭きする。	
c. 窓台	除塵	タオル、ダストクロス等ほこりを取る。	

表 2. 2. 9(B) 食堂 (定期清掃)

作業項目		作業内容	備考
1. 床の清掃 弾性床、木製床	洗浄	① 表 2. 1. 1 の 4. 「洗浄」 a. による。 ② 表 2. 1. 1 の 4. 「洗浄」 b. による。	周期は特記による。
2. 床以外の清掃 a. 窓台	拭き	水又は適正洗剤を用いてタオル等で拭く。	
b. 扉	洗浄	除塵後、汚れの目立つ部分は適正洗剤を用いて洗浄する。	
c. 照明器具	拭き	表 2. 2. 1 (B) の 2. 「床以外の清掃」 e. による。	
d. 吹出口及び吸込口	拭き	表 2. 2. 1 (B) の 2. 「床以外の清掃」 f. による。	

2. 2. 10 浴室、シャワールーム及び脱衣室

(a) 浴室、シャワールーム及び脱衣室の日常清掃内容は、表 2. 2. 10(A)による。

(b) 浴室、シャワールーム及び脱衣室の定期清掃作業の内容は、表 2. 2. 10(B)による。

表 2. 2. 10(A) 浴室、シャワールーム及び脱衣室及び脱衣室 (日常清掃)

作業項目		作業内容	備考
1. 床の清掃 a. 硬質床 【浴室・シャワールーム内】	洗浄	適正洗剤を用いて、モップ又はタオルで洗剤拭き及び水拭きをする。	浴槽を含む。
b. 弾性床又は木床 【脱衣室】	除塵 拭き	表 2. 1. 2 の 1. 「除塵」による。 適正洗剤を用いて、ブラシ又は床磨き機により洗浄し、水洗いする。	

2. 床以外の清掃			
a. 壁 【浴室・シャワー ブース内】	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。	
b. ごみ箱	ごみ収 集	ごみを収集し、容器の外表面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きする。	
c. 扉	部分拭 き	汚れた部分を水拭き又は適正洗剤を用いて除去する。	
d. 洗面台	拭き	スポンジで専用洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。	
e. 鏡	拭き	乾拭き及び適正洗剤を用いて仕上げる。	
f. 椅子、洗面器	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭き、整理する。	
g. 水栓・シャワ ー金具等	拭き	スポンジで適正洗剤を塗布して洗浄し、タオルで拭く。	
h. 排水口	ごみ収 集	ごみを収集し、目皿を水で洗う。	
i. 足拭きマット	乾燥	足拭きマットを乾燥させる。	交換する方 法でもよ い。
j. 脱衣箱、脱衣 籠	拭き	タオルで拭き、整理する。	
k. 消耗品	補充	指定された消耗品（石鹸、ペーパー類）を補充する。	

表 2. 2. 10(B) 浴室、シャワールーム及び脱衣室（定期清掃）

作業項目		作業内容	備考
床以外の清掃			
a. 天井	拭き	適正洗剤を用いて洗剤拭き及び水拭きをする。	
b. 扉	全面拭 き	適正洗剤を用いて洗剤拭き及び水拭きをする。	
c. 照明器具	拭き	表 2. 2. 1(B) の 2. 「床以外の清掃」 e. による。	
d. 換気扇	洗浄	表 2. 2. 5(B) の 2. 「床以外の清掃」 d. による。	

第3節 ごみ収集

2. 3. 1 ごみ収集

(a) ごみ収集作業の内容は、表 2. 3. 1 による。

表 2. 3. 1 ごみ収集作業

作業対象	作業項目	作業内容	備考
ごみ収集	1. 中継所から集 積所までの 運搬	ごみ中継所に集められたごみ・吸殻等は、区別して集積所まで運搬する。	

	2. 分別	集められたごみは、種類ごとに分別する。	
	3. 梱包	集められたごみは、適量に梱包する。	

第3章 建物外部の清掃

第1節 窓ガラス

3. 1. 1 作業資格者

- (a) 2m以上の高所作業を行う作業員は、労働安全衛生法による講習を受講し修了書を携帯している者又は高所作業運転技能講習修了者とする。
- (b) ゴンドラ作業を行う作業員は、ゴンドラ安全規則の講習修了者とする。

3. 1. 2 作業内容

窓ガラスの清掃の作業内容は、表3.1.1による。

なお、熱線反射ガラスは、金属皮膜が施されているため窓用スクイジー等で傷をつけないよう作業を行うとともに、微粉塵によっても傷がつくおそれがあるので、水又は洗浄液を十分に塗布してからスクイジー操作又は作業を行う。

さらに、金属皮膜は、強酸性洗浄剤や強アルカリ性洗浄剤等に影響を受けるので、水又は中性洗剤を使用する。

また、飛散防止等を目的としてガラス面にフィルムが貼られている場合も、同様に行う。

表3.1.1 窓ガラス（定期清掃）

作業項目		作業内容	備考
窓ガラス	洗浄	次の作業を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ガラス面に水又は中性洗剤を塗布し、汚れを除去して、窓用スクイジーで汚水を除去する。 ガラス面の隅の汚水をタオルで拭き取る。 ガラス回りのサッシをタオルで清拭する。ただし、サッシの溝やサッシ全体の清拭は含まない。 	

第2節 外部建具

3. 2. 1 適用範囲

アルミニウム製及びステンレス製建具に適用する。

3. 2. 2 作業内容

清掃作業の内容は、表3.2.1による。

表3.2.1 アルミニウム製及びステンレス製（定期清掃）

作業項目		作業内容	備考
1. 通常の汚れ	洗浄	次の作業を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 刷毛又は真空掃除機等で建具の表面や溝の除塵をする。 適正洗剤を用いて汚れを除去し、汚水を拭き取る。 タオルで水拭きを行い、乾拭きをして仕上げる。 	周期は特記による。
2. 著しい汚れ	洗浄	次の作業を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 刷毛又は真空掃除機等で建具の表面や溝の除塵をする。 適正洗剤を用いて汚れを磨き洗いして除去 	

		し、汚水を拭き取る。 ・ タオルで水拭きを行い、乾拭きをして仕上げる。	
--	--	--	--

第3節 外壁

3. 3. 1 適用範囲

アルミニウム製、ステンレス製、タイル張り、石張り及びコンクリート打放しに適用する。

3. 3. 2 作業資格者

外壁の作業を行うものは、3. 1. 1「作業資格者」による。

3. 3. 3 作業内容

(a) アルミニウム製及びステンレス製の清掃の作業内容は、表 3. 3. 1 による。

(b) タイル張り、石張り及びコンクリート打放しの清掃の作業内容は表 3. 3. 2 による。

表 3. 3. 1 アルミニウム製及びステンレス製

作業項目		作業内容	備考
通常の汚れ又は著しい汚れ	洗淨	次の作業を行う。 ・ 適正洗剤を用いて汚れを除去し、汚水を拭き取る。 ・ 水拭きを行い、乾拭きをして仕上げる。	周期は特記による。

表 3. 3. 2 タイル張り、石張り及びコンクリート打放し

作業項目		作業内容	備考
通常の汚れ又は著しい汚れ	洗淨	次の作業を行う。 ・ 適正洗剤を用いて汚れを除去する。 ・ 水拭き又は水洗いをして仕上げる。	周期は特記による。

第4節 建物周囲

3. 4. 1 玄関周り

(a) 玄関周囲の日常清掃及び日常巡回の清掃内容は、表 3. 4. 1 による。

(b) 玄関周囲の定期清掃の作業内容は、表 3. 4. 2 による。

表 3. 4. 1 玄関周り（日常清掃）

作業項目		作業内容	備考
床	除塵	自在ほうきで掃き、集めたごみは所定の場所に搬出する。	
	水拭き	汚れの目立つ部分をモップで水拭きする。	

表 3. 4. 2 玄関周り（定期清掃）

作業項目		作業内容	備考
床	洗淨	洗淨用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗淨する。	

3. 4. 2 犬走り

犬走りの清掃の作業内容は、表 3. 4. 3 による。

表 3. 4. 3 犬走り（日常清掃）

作業項目		作業内容	備考
床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。	

3. 4. 3 構内通路

構内通路の清掃の作業内容は、表 3. 4. 4 による。

表 3. 4. 4 構内通路（日常清掃）

作業項目		作業内容	備考
床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。	

3. 4. 4 駐車場

駐車場の清掃の作業内容は、表 3. 4. 5 による。

表 3. 4. 5 駐車場（日常清掃）

作業項目		作業内容	備考
床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。	

3. 4. 5 屋上広場

屋上広場の清掃の作業内容は、表 3. 4. 6 による。

表 3. 4. 6 屋上広場

作業項目		作業内容	備考
床	拾い掃き	巡回して粗ごみを拾う。	